

奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会運営要領

(平成25年 7月11日

奈良市NPO法人条例指定制度審査委員長決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則第34条第10項の規定に基づき、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(開催の周知)

第3条 公開する会議の開催は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、地域づくり推進課及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿（別記第1号様式）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。
- 3 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。
- 4 傍聴券の発行枚数は、5枚とし、先着順に交付する。ただし、会議の傍聴を希望する者の数が、傍聴券の発行枚数を超えたときは、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める方法により傍聴券を追加して交付できるものとする。

(入場の禁止)

第5条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない

い。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

- 2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料配布等)

第9条 傍聴人には、会議次第その他委員長が必要と認めた資料を配布するものとする。
(会議録の作成)

第10条 委員会は、会議の公開又は非公開にかかわらず、議事の概要を記した会議録を作成するものとする。

- 2 会議録は、委員長及び委員長の指名する委員1人の署名により確定する。
- 3 会議を公開した場合は、会議録の確定後に、会議録を地域づくり推進課及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くものとする。
- 4 会議を公開しなかった場合は、会議録の確定後に、会議の概要を作成し、地域づくり推進課及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くものとする。
- 5 第1項の会議録又は前項の会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くものとする。

(諮問、答申及び意見建議)

第11条 委員会に対する諮問は、市長が文書を持って行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

- 2 委員会が市長に対して行う答申及び意見建議は文書を持って行う。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成25年7月11日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

〇〇年度 第〇回奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会

整理番号 _____

傍 聴 受 付 簿

住 所	
氏 名	

第2号様式（第4条関係）

（表）

〇〇年度 第〇回奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会
整理番号 _____

傍 聴 券

奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会委員長

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。

※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

（裏）

【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。